

令和6年度第10回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金） 午後3時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員（13人）

会 長	1 番	前 川 義 憲			
会長職務代理	1 4 番	小宮山 晃 次			
委 員	2 番	春 摘 要	3 番	宮 内 敬 介	
	4 番	竹 下 るみ子	6 番	草 刈 満 男	
	7 番	青 木 正 篤	8 番	古 谷 葉 子	
	9 番	浮 田 益 実	1 0 番	葉 狩 健 一	
	1 1 番	池 本 英 夫	1 2 番	細 山 周 一	
	1 3 番	長 石 憲太郎			

4. 欠席委員（1 人） 5 番 林 悦 子

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（3人）

農地利用最適化推進委員

1 5 番	西 沖 和 己	1 6 番	谷 口 真 一
1 7 番	国 石 宣 広		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員（2人）

事務局長	山 中 章 弘	書 記	安 道 千 景
------	---------	-----	---------

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後3時00分)
事務局長	ただ今から、令和6年度第10回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、11番 池本英夫委員、12番 細山周一委員をお願いをいたします。 議案の審議に入る前に、議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」ですが、申請者から申請の取下げの申し出があったために、事務局より議案の取り扱いについて説明させていただきます。
事務局長	それでは、議案書の2ページをご覧ください。 日程第2 議案第2号で審議を予定しておりました「非農地等現況証明願の決定について」ですが、1月6日付けで申請者より取下げ願いが提出され、取り下げを行いました。 取下げの理由としましては、30年以上前から車庫となっているのは本農地の一部であって、大体40㎡から50㎡程度が車庫部分となっております。車庫以外の土地は農地として耕作しておられるそうで、引き続き農地として耕作したいと考えられるとのことでした。全部を非農地とするのは如何なものか、ということで今回取り下げをされました。 今後、車庫部分をこの土地から分筆して、車庫部分のみ非農地証明の手続きを進めたいということです。 以上です。
議長(会長)	議案第2号の取下げについては以上のとおりでございます。 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記農地申請があったので審議を求めるものです。

事務局長	それでは番号1について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の1ページをご覧ください。 番号1です。権利種別は3条の無償移転です。 農地の所在が大字西野字名光寺399番、地目は畑、面積は188㎡です。 譲渡人は岡山県岡山市北区今保552番28の●●●●さん、譲受人は大字西野398番地の●●●●さん。 申請事由としましては、●●さんの経営規模の縮小、●●さんの経営規模拡大となっております。 場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。 西野集落内の、中程の農地となっております。 2ページにその公図、3ページが現況写真となっております。 以上です。
議長（会長） 2 番	ただいまの説明に関連して、2番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 番号1について、調査結果の報告をします。 12月27日の昼からですけど、申請者兩名に確認を取りました。 譲渡人の●●●●さんはこの西野集落の生まれで、高校卒業後に岡山に出られた方でした。当該地は父親名義でしたが、父親の死後、空き家となり、長らく管理する者がいない状態でした。この度、譲渡人の●●さんの名義に登記が完了したもので、智頭に管理する者がいないことから、この土地の隣ですね、真正面ですが、ここに住まわれている譲受人の●●●●さんに声を掛けて、引き取ってもらうことに、ということでございます。 ●●さんも農家として、居宅の隣の畑、何かと便利に使えるということでした。 以上を基に、第3条の審査基準に基づき調査しまして、申請どおりで問題ないことを確認しましたので報告します。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。これより質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。 （質問、意見なし）
議長（会長）	ありませんか。 それでは、発言がないようなので採決いたします。 議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）

議長（会長）	全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の3ページをご覧ください。 12月20日付けで智頭町長から農用地利用集積計画(案)意見決定を求められたものであります。 利用権設定面積ですが、全て田で合計26,748㎡です。 利用権を設定する者が13名、受ける者が9名となっております。 期間につきましては、3年から5年未満で3,741㎡、5年から10年未満で5,341㎡、10年以上で17,666㎡となっております。 それでは4ページ、5ページで詳細について説明いたします。 （議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明） 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
10番	この度、奥本地区が相当件数出ていますが、これは一斉更新なのか、農業委員さんが実際貸し借りしている実態を見て正常化されるよう促されたのか。
4番	●●●●さんのところですが飼料米を作っておられて、ずっと借りて作っておられたんです。この度、東宇塚とか河津原の方で、飼料米についての貸し借りのことについて急に止めるようなことがあったりしましたので、その話をしまして、どうせ借りるならきちんと期間を定たりとかというように、書類を作っておいた方がいいのではないかというような話から、纏めてされたようなことだと思います。
議長(会長)	よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。 次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定についての提出があったので、意見を求めるものです。

議事務局長	それでは、事務局に説明を求めます。 それでは、議案書の6ページをご覧ください。 12月20日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定を求められたものであります。これは農地中間管理機構を通じた貸し借りのものになります。 ちなみに、来年度4月以降は、この農地中間管理機構を通じた貸し借りのみになっていきます。 利用権設定面積ですが、全て田で11,098㎡です。 利用権を設定する者が7名、受ける者が2名となっております。 期間につきましては、5年から10年未満が3,473㎡、10年以上が7,625㎡となっております。 それでは7ページで詳細について説明いたします。 （議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明） 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
13番	参考までに聞きますが、野菜って何になりますか。結構な面積になりますが。
2番	色々。本人は観光農園にもしたいと言っていました。一応作付けやっていたが、一帯全部。八河谷の気候よりも、こっち（篠坂）の方が良いみたいで。
事務局長	春摘委員の言われたように、観光農園とか、教えたりとかというようなことも出来たり、とかいろんなことを言われてましたね。
議長（会長）	よろしいですか。
3番	ちょっと教えてください。山郷地区振興協議会さん、法人になると思うんですけど。これは農地所有適格法人というか、そういうあれになっているということではないんですよね、ちょっとわからないけど。
12番	所有は出来ないんですけど、買うことは出来ないけど借りるのは出来るんですよ。
3番	借りるのは適格法人であっても出来るんですね。
事務局長	（基盤法による）利用権設定だと解除条件付とかになるんですが、中間管理機構による（機構法）のだと、これでいけるそうです。

1 6 番	実際に作っておられるのですか、水稻を。
1 2 番	作ってます。
1 6 番	財産区として。
事務局長	振興協議会として。
1 2 番	販売もしてます。
議長（会長）	よろしいですか。 それでは採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長（会長）	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 智頭町農業委員会第10回総会を閉会致します。
閉 会	(閉 会 午後3時43分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和7年1月10日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 池 本 英 夫

智頭町農業委員会委員 細 山 周 一